

台風 18 号の影響により被害を受けた納税者等への当面の対応について

標題について、台風 18 号の影響による集中豪雨で茨城県・栃木県を中心に大規模な浸水被害が発生したことに伴い、管内に被災地域を有する署（以下「対象署」という。）における調査徴収事務等及び窓口等での対応については、被災者の被害状況及び心情面に配慮し、当分の間、次のとおり対応することとしました。

1 基本的対応

台風 18 号の影響により被害を受けた納税者等（以下「被災納税者等」という。）への対応に当たっては、被災納税者等の個々の事情を十分聴取し、被災者感情にも十分配慮した親切・丁寧な対応に努めます。

2 対象署

茨城県下の全署、栃木県下の全署、春日部署及び越谷署

3 署窓口等での対応

署窓口において、被災納税者等から一般的な相談があった場合には、別紙 1 の「周知用リーフレット（共通）」のほか、署窓口に備え付けられている「暮らしの税情報」の「災害にあったとき」等を活用して対応します。

4 管理事務関係

（1）督促前納付指導等

対象署の納税者に対する期限前・督促前納付指導については実施いたしません。

（2）納税告知書、督促状及び延滞税等のお知らせ発送

対象署の納税者に対する納税告知書（源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書を含む。）、督促状及び延滞税等のお知らせは送付しません。

（3）還付金

還付金事務については、各署の支払計画どおりに支払決定処理を行います。

なお、対象署の納税者から、郵便局窓口送金払に係る送金通知書の紛失等の連絡を受けた場合には、未払の事実を確認の上、国税還付金送金通知書亡失（き損）届書の提出を受け、速やかに再発行手続きを行います。

5 徴収事務関係

（1）滞納処分等

対象署の滞納者に係る滞納処分及び電話・文書による催告並びに対象署管内の取引先に対する取引状況・売掛金等の照会は行いません。

なお、倒産等の緊急事案については、滞納者の実情に即して慎重に対応いたします。

(2) 納付困難の申し出

今回の災害に伴い、対象署以外の納税者から、売掛金回収困難等の理由により、納付困難の申出があった場合には、納税者の実情（取引先の被災による影響等）を十分に斟酌して適切に対応します。

6 課税事務共通

(1) 調査着手事案（事前連絡を行った事案を含む。）

対象署の納税者に対しては、原則として調査（法定資料の監査を含む。以下同じ。）を延期することとし、納税者（源泉徴収義務者及び法定資料の提出義務者等を含む。）、法人代表者及び関与税理士（以下「納税者等」という。）に対しては、調査の延期を連絡します。

なお、調査延期の連絡の際に納税者等から、調査の継続を求める申出がされた場合には、署内で十分協議の上、調査を継続いたします。

(2) 未着手事案

対象署の納税者に対しては、調査を見合わせます。

なお、対象署に、①関与先税理士の住所又は事業所がある場合のその関与先納税者、②事業所、支店、営業所、工場及び代表者居宅等がある場合のその納税者等の調査についても同様に見合わせます。

(3) 調査終了事案

対象署の調査終了事案に係る更正・決定及び加算税賦課決定通知書については、発送を見合わせます。

ただし、納税者から早期に通知してほしい旨の申出があった場合には、発送いたします。

(4) 反面調査

対象署の納税者に対する反面調査は見合わせます（文書及び電話によるものを含む）。

7 個人・資産課税事務関係

事後処理の実施に当たっては、新規の来署案内（依頼）は行いません。

なお、来署案内（依頼）済の納税者等に対しては、延期を連絡します。

8 法人課税事務関係

(1) 納税者等への申告内容等に関する文書及び電話照会等は見合わせます。

(2) 未納整理事務に当たっては、納税者に対する照会は見合わせます。